

平成19年7月10日

**「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年度総合評価書)
及び「総務省の政策評価」に関する意見募集の結果**

(1) 「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年度総合評価書) について

平成20年度以降に実施すべき次期「総務省政策評価基本計画」を本年度中に策定する必要があること等から、これまで総務省が実施した政策評価の取組について総合的に検証を行い、「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年度総合評価書)として取りまとめました。

【別添資料】

- 1 平成19年度総合評価書 総務省が実施した政策評価の取組についての検証 **【説明用資料】**
- 2 平成19年度総合評価書 総務省が実施した政策評価の取組についての検証
(**【要旨】**及び**評価書**)

(2) 「総務省の政策評価」に関する意見募集の結果について

平成18年12月29日から平成19年3月30日にかけて、「総務省の政策評価」に関する意見募集を行った結果、2件のご意見をいただきました。
(いただいたご意見の概要は〔別紙〕のとおり)

いただいたご意見につきましては、上記「平成19年度総合評価書」の作成に当たっての参考とさせていただきます。

【参考資料】

[意見募集時の報道資料\(平成18年12月28日\)](#)

担当 大臣官房政策評価広報課 今井課長補佐 電話：(代表)03-5253-5111(内線1505) (直通)03-5253-5166 FAX：03-5253-5173

「総務省の政策評価」に関する意見募集の結果（いただいたご意見の概要）

●ご意見 1

<p>①総務省がこれまで実施した政策評価（平成18年度）</p>	<p>4「U-Japan政策」の推進（政策13）「電気通信事業の健全な発達及び低廉なサービスの提供」の施策「電気通信事業における競争環境の整備」 競争状況の評価を毎年1回行い、プロセス及び評価結果について意見募集や公開カンファレンスなど適宜行なわれていることを高く評価する。 今後も定期的に競争評価を継続いただけるよう強く要望する。</p>
<p>②「総務省の政策評価」に関し今後検討する予定の項目</p>	<p>上述の施策「電気通信事業における競争環境の整備」において、競争評価結果を受けて、定期的に総務省から競争環境整備に関する政策及び施策、目標を設定し、開示していただけるよう要望する。 現状では競争状況を数値にて把握することが目標になっているが、この数値から政策に反映して具体的な施策を設定すべきと考える。 また、「新競争促進プログラム 2010」と連携して、年度途中で策定された施策については項目に内容を追加していくことも必要と考える。</p>

●ご意見 2

<p>1 評価の重点化・効率化 （1）政策の性質の違いを踏まえた評価手法 （2）評価のメリハリ</p>	<p><『総務省の政策のうち、「行政内部調整分野」「内閣の重要政策と密接な関連の下に実施されるもの」等にふさわしい評価方式・手法とはなにか』について。> 目的と手段のダイアグラム（PMD）の方法により、「名は体を現す、適切な課題名」と、「目的と手段のダイアグラム」を創り、課題の上位目的、キーワードレベルを明確し、それらのキーワードのレベルについて、それを実現するための実施計画書をプロジェクト準備事務局が作り、手順を踏んで、組織で承認する。この方法により、かなり複雑に階層化した、マネジメントが必要な課題を実現するための段階的手順とその段階的評価、段階的意思決定の内容を、明らかにできる。 <「政策によっては、毎年度の評価になじまないものもあるのではないか」について。> 「毎年度の評価になじまないもの」かどうかは、上記の実施計画書を作ることができるかどうかで判定でき、実施計画書を作ることができさえすれば、毎年度と言うよりもっと、きめ細かにかつ重点的な評価も的確にできるようになる。 <「事業評価と実績評価の重複を省く方法はないか」について。> 実績評価については、（1）成果が得られているかのどうかに基づく評価（Verification）、（2）その成果が使い物になるかの実用性評価（Validation）の2つの視点があり、実用性評価は、次の段階に対する、事前評価とまったく同じものとなる。これらの意味を理解して、無駄な評価作業ステップを設けることがないよう、落ちのない段階的作業と意思決定をインプットとアウトプットの関係で割り付けることのできるステップリストを含んだ実施計画書を創ることにより、事業評価と実績評価の重複を省くことができるようになる。</p>
---	---

<p>2 政策の達成目標、指標の設定</p> <p>(1) 政策の達成目標について</p> <p>(2) 指標及び目標値の設定について</p>	<p><「考え方の整理等を行った上で、指標の見直しが必要か。」について></p> <p>考え方とその「具体化の手順のプロセスからの見直し」もして、手順上からの、その指標の見直しは必要。即ち、中間指標として、見通しと、その時点で確認できる実際の成果が、成果につながっていく見通しの中にあるか、その実態 (Entity) の測定に意味がついているかどうかについて、見直しをする必要がある。</p> <p><「年度の途中で制度や状況が変化した場合の目標見直しの仕組みは必要ないか。」について></p> <p>A. たとえば、インフレや GDP の進展があった場合に備えて、測定をする、年度指標を固定するために、エスカレーション・フォーミュラを設けなければならない。</p> <p>B. 要求事項が変わった場合はそれに起因するコスト低減の目標値の変更は必要。</p> <p>C. 新しい管理技術や、調達方法が変われば、目標値をかえる必要がある。</p> <p>D. 条件が整えば、そのような目標値を変える計画を立て、その計画が実現する条件の実現に努力し、見通しがたった時点で目標値を変える。・・これは相当、効果のあるやり方と考えられる。</p> <p><追加コメント></p> <p>このほかコスト意識を変えさせるような、アクティビティー手順の実施を強制して、その目標値を見直したり、目標値を新しく創り出すことが必要。</p>
<p>3 「分析・結論のあり方」について</p> <p>(1) 分析のあり方</p> <p>(2) 端的な結論のあり方</p>	<p><必要性、有効性、効率性等の観点について></p> <p>分析も必要であるが、これからしようとしていることに関しては、それができるかどうかの構築による見通しを立て、それにより、実現可能であるか、必要とすることが実現できる見通しがあるかの構築をすることがマネジメント上の必須事項となる。</p> <p><「端的な結論の分類のルールについて、より工夫する必要があるか。」について></p> <p>類型Ⅱ～Ⅳについては、いずれも、目標値達成のプロセス上にあるので、プロセス時間軸に対応した計画値、現在値、予測値の測定、表示が必要になる。あらかじめ決めた客観的な要領により可能になる報告が、その時点における結論となる。</p>
<p>4 評価書の様式・公表の方法</p>	<p>次のようにするのが妥当と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標値達成の見直しレポートを、プロジェクトのフォロー責任単位毎に作成させ、必要によりその上位組織で審査、集約して報告する。 ・ またそれとあわせて、ステータスグラフを、責任組織ごとに提出させ、審査のうえ集計して、公表する。